

○国税不服審判所の支部の支所に派遣する 国税審判官等の定数について

〔昭和45. 5. 1 官総3-11
国税庁長官・国税不服審判所長
各国税局長〕

最終改正 平27官総 4-30

国税不服審判所事務分掌規程（昭和45年国税庁訓令特第4号）第8条第4項の規定に基づき、国税不服審判所の支部の支所に派遣する国税審判官、国税副審判官及び国税審査官の定数について、別紙のとおり定めたから通知する。

別 紙

国税不服審判所の支部の支所に派遣する国税 審判官、国税副審判官及び国税審査官の定数

支 所 の 名 称	国 税 審 判 官	国 税 副 審 判 官	国 税 審 査 官
関東信越国税不服審判所新潟支所	1	2	1
関東信越国税不服審判所長野支所	1	2	1
東京国税不服審判所横浜支所	5	2	4
名古屋国税不服審判所静岡支所	2	1	1
大阪国税不服審判所京都支所	4	2	3
大阪国税不服審判所神戸支所	4	2	3
広島国税不服審判所岡山支所	2	1	1
計	19	12	14